山梨県酒類販売事業者支援金支給要綱

(通則)

第1条 山梨県酒類販売事業者支援金(以下「支援金」という。)の支給については、山梨県補助金等交付規則(昭和38年規則第25号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 本支援金は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号) 第2条第1項第4号の規定に基づく新型インフルエンザ等緊急事態措置(以下「緊急事態措置」という。)又は同項第3号の規定に基づく新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置(以下「まん延防止等重点措置」という。)に伴う飲食店の休業若しくは営業時間短縮等により、売上に大きな影響を受けている山梨県内の酒類販売業者に対して、予算の範囲内において、国が実施する緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金(以下「月次支援金」という。)に支給金額を加算するとともに、月次支援金の対象要件を緩和し支給対象を拡大して独自に支給を実施することにより特に支援することを目的とする。

(定義)

- 第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、次の各号の定めるところに よる。
 - (1)「中小法人等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。
 - イ 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が 2,000人以下であること。
 - (2)「個人事業者等」とは、個人で開業した主たる収入を事業所得で確定申告した者又はフリーランス若しくは主たる収入を雑所得若しくは給与所得で確定申告した者をいう。
 - (3)「酒類販売事業者」とは、次の各号のいずれに該当する者をいう。
 - ア 申請日において有効な酒税法(昭和28年法律第6号)第7条第1項に規定する 「酒類の製造免許」を有し、令和3年3月31日以前に当該免許を取得している者
 - イ 申請日において有効な酒税法第9条第1項に規定する「酒類の販売業免許」を有 し、令和3年3月31日以前に当該免許を取得している者
 - (4)「対象月」とは、2021年8月及び9月をいう。
 - (5)「基準年」とは、2019年又は2020年をいう。
 - (6)「基準月」とは、基準年における対象月と同じ月をいう。

(支給対象者)

- 第4条 本支援金の支給対象者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。
 - (1) 売上減少の要因が、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業 若しくは営業時間短縮であること。
 - (2) 事業者単位での対象月における売上が、基準月と比較して30%以上減少しており、かつ、50%以上減少している場合、月次支援金を受給していること。なお、対象月において、当該月及び当該月の前月の月間売上が2か月連続で基準月及び基準月の前月と比較してそれぞれ15%以上減少している又は対象月における売上が、基準月と比較して50%以上減少していて月次支援金を受給していない場合、当該月の売上減少が30%以上50%未満と同等の取扱いとする。ただし、新規開業等で基準月との比較ができない場合における給付額の算定に関する特例については、月次支援金の例に準ずるものとする。
 - (3)地方公共団体による対象月における休業又は営業時間短縮の要請に伴い新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている協力金の支払対象となっている者でないこと。
 - (4)他の都道府県による月次支援金に準じた支援金又は大規模施設等に対する協力金を受給しておらず、今後も受給する意思がないこと。
 - (5) 酒類販売事業者のうち、対象月において、山梨県内に本社若しくは主たる事業所 を有し、事業を行う中小法人等又は山梨県内に住所を有している若しくは、山梨県 内で主たる事業活動を行う個人事業者等であり、かつ、支援金の支給を受けた後に も事業の継続及び立て直しをする意思があり、そのための取組を継続的に行うこと。
 - (6) 国若しくは法人税別表第1に規定する公共法人、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する「性風俗関連特殊営業」若しくは当該営業に係る「接待業務受託営業」を行う者、政治団体又は宗教上の組織若しくは団体のいずれにも該当しないこと。
 - (7) 山梨県暴力団排除条例(平成22年山梨県条例第35条)に規定する暴力団又は 暴力団員が営業に関与しないこと。

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、対象月の事業収入の減少額に応じた額とし、算定方法及び上限額については、別表のとおりとする。なお、月次支援金の受給者については、月次支援金の給付額を減少額から控除するものとする。

(支援金の申請書)

第6条 この要綱により支給を受けようとする酒類販売事業者は、別に定める申請書その他の関係書類を知事に提出しなければならない。

(支給の決定及び額の確定)

第7条 知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、これを審査の上、支援 金を支給すべきものと認めたときは支給の決定及び額の確定をするものとする。

- 2 知事は、前項の規定により支援金の支給を決定及び額の確定をしたときは、支援金を 口座振込により支給するものとする。
- 3 知事は、第1項の規定により支援金の申請の内容を審査した結果、不適当であると認めた時は、不支給の決定を行うこととし、理由を付して通知するものとする。

(検査及び報告)

- 第8条 知事は、支援金の適正な支出のため、必要に応じて酒類販売事業者に対して、検査、報告、その他の措置(以下「検査等」という。)を求めることができる。
- 2 酒類販売事業者は、検査等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(支給の決定の取消等)

- 第9条 知事は、次に掲げる場合には、第7条の支給の決定及び額の確定の全部若しくは 一部を取消し又は変更することができる。
 - (1) 酒類販売事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若 しくは指示に違反した場合
 - (2) 酒類販売事業者が、偽りその他不正な手段により支援金の支給を受けたとき
 - (3) 酒類販売事業者が、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消に係る部分に対する支援金 が支給されているときは、期限を付して当該支援金の全部の返還を命ずる。
- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る支援金の受領の日から納付の 日までの期間に応じて、年10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずる ものとする。
- 4 第2項の支援金の返還期限は、知事が指定した期限とし、期限内に納付がない場合は、 未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年10.95%の割合で計算し た延滞金を徴するものとする。

(書類の保管)

- 第10条 酒類販売事業者は、第6条に規定する書類については、帳簿及び全ての証拠書類を備えておかなければならない。
- 2 酒類販売事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を支給日の属する年度の終了後5年間、 知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならな い。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項については別に 定める。

附則

この要綱は、令和3年10月7日から施行し、令和4年3月31日にその効力を失う。 ただし、この要綱に基づき支給された支援金については、この要綱の失効後も、なおそ の効果を有する。

○算定方法及び上限額

1	対象月の月間事業収入が基準月の月間事業収入と比較して90%以上減少した
	酒類販売事業者に支給する支援金の額は、中小法人等にあっては60万円を超え
	ない範囲で、基準月の月間事業収入から対象月の月間事業収入に20万円を加え
	た額を差し引いたものとし、個人事業者等にあっては30万円を超えない範囲で、
	基準月の月間事業収入から対象月の月間事業収入に10万円を加えた額を差し引
	いたものとする。
2	対象月の月間事業収入が基準月の月間事業収入と比較して70%以上90%未
	満減少した酒類販売事業者に支給する支援金の額は、中小法人等にあっては40
	万円を超えない範囲で、基準月の月間事業収入から対象月の月間事業収入に20
	万円を加えた額を差し引いたものとし、個人事業者等にあっては20万円を超え
	ない範囲で、基準月の月間事業収入から対象月の月間事業収入に10万円を加え
	た額を差し引いたものとする。
3	対象月の月間事業収入が基準月の月間事業収入と比較して50%以上70%未
	満減少した酒類販売事業者に支給する支援金の額は、中小法人等にあっては20
	万円を超えない範囲で、基準月の月間事業収入から対象月の月間事業収入に20
	万円を加えた額を差し引いたものとし、個人事業者等にあっては10万円を超え
	ない範囲で、基準月の月間事業収入から対象月の月間事業収入に10万円を加え
	た額を差し引いたものとする。
4	対象月の月間事業収入が基準月の月間事業収入と比較して30%以上50%未
	満減少した酒類販売事業者に支給する支援金の額は、中小法人等にあっては20
	万円を超えない範囲で、基準月の月間事業収入から対象月の月間事業収入を差し
	引いたものとし、個人事業者等にあっては10万円を超えない範囲で、基準月の
	月間事業収入から対象月の月間事業収入を差し引いたものとする。
5	対象月及び対象月の前月の月間事業収入が2か月連続で基準月及び基準月の前
	月と比較してそれぞれ15%以上減少している又は対象月の月間事業収入が基準
	月の月間事業収入と比較して50%以上減少し、月次支援金を受給していない酒
	類販売事業者に支給する支援金の額は、4と同等の取扱いとする。